

平成30年度特用林産振興総合対策事業 「生産資材の導入支援」に係る助成金交付規程

日本特用林産振興会

この規程は、日本特用林産振興会（以下「日特振」という。）が「特用林産振興総合対策事業実施要領」（平成30年3月28日付け29林政経第339号林野庁長官通知。以下「実施要領」という。）の第2の3の規定に基づき、震災前に比べて価格が高騰したきのこ原木等の生産資材を導入して特用林産物の生産に取り組む生産者団体（以下「実施団体」という。）に対する助成金の交付手続き等を定め、適正な処理を図るものである。

（目的）

第1条 本事業は、日特振が別に定める公募要領に基づいて実施団体を公募し、審査・選定した実施団体に対して、きのこ生産資材の導入に必要な経費（原木の購入価格と震災前価格との差額の1/2以内）を助成して、きのこ生産者の経営基盤の強化と特用林産物の生産振興を図るものである。

（助成金交付の対象となる取組）

第2条 実施団体が行う実施要領の第2の3に規定する取組を対象とする。

（助成金交付の対象経費及び算定方法）

第3条 助成金交付の対象となる経費は、前条の取組を実施するために必要なきのこ生産資材の導入経費のうち、平成31年春の植菌用原木の購入経費について、その購入単価と震災前単価との差額に相当する経費の1/2以内とする。

2 助成対象経費の範囲及び算定方法については別紙のとおりとする。ただし、助成の要望状況に応じて助成額の上限を設けることができる。

3 前項の規定による助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 本申請と同一内容で国や都道府県等の補助金等の交付を受けている経費は、助成金交付の対象としないものとする。ただし、個々の補助金等による助成額の合計が補助率10/10を超えない場合はその限りではない。

（助成の申請）

第4条 実施要領の第2の3の取組の実施を希望する実施団体は、事業計画提

案書（様式第1号）正副2部に加え、次に掲げる書類各2部を添付し、日特振に提出するものとする。

- (1) 実施団体の定款、寄附行為又は規約等
- (2) 実施団体の直近の事業報告書及び収支決算書
- (3) 実施団体の概要がわかるパンフレット等の資料

（実施団体の決定）

第5条 日特振は、提出された事業計画提案書等について、応募団体の適格性、事業内容及び事業規模などの審査を行い、林野庁と協議の上、実施団体を決定し、実施団体決定通知（様式第2号）により当該実施団体にその旨を通知するとともに、助成金の割当内示を行う。

（助成金の交付申請及び交付決定）

第6条 前条の決定通知を受けた実施団体は、助成金交付申請書（様式第3号）正副2部を日特振に提出するものとする。

- 2 実施団体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第26号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない実施団体に係る部分については、この限りでない。
- 3 日特振は、第1項に規定する助成金交付申請書について、林野庁と協議の上、内容が適当であると認められた場合には、助成金交付決定通知書（様式第4号）により当該実施団体に通知するものとする。
- 4 前項において、適正な交付を行う必要がある場合は、助成金の交付申請に係る事項について修正を加え、または条件を附して助成金の交付の決定をすることができるものとする。

（事業計画の作成等）

第7条 実施団体が実施する本事業の事業計画については、前条第1項の助成金交付申請書をもってこれに代えることとする。

- 2 実施団体は、前条第3項の規定により助成金交付決定通知を受けて以降、本助成金の支払い対象となる原木を導入した場合には、当該月の翌月10日までに、実施状況報告書（様式第5号）を日特振に提出するものとする。

- 3 日特振は、事業の円滑な執行を図るために必要があると認めるときは、前項によらず、随時実施団体に対して当該事業の実施状況の報告を求めることができ、また、現地調査及び改善の指導を行うことができるものとする。

(実績報告書の提出)

第8条 第6条第3項の規定により交付決定通知を受けた実施団体は、当該申請に基づく助成金の対象となる事業（原木の導入）が完了した日から起算して1ヶ月を経過した日、又は平成31年3月22日（金）のいずれか早い期日までに、助成金実績報告書（様式第6号）を日特振に提出するものとする。

- 2 第6条第2項のただし書により交付の申請をした実施団体は、前項の報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを助成金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第6条第2項のただし書により交付の申請をした実施団体は、第1項の報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した実施団体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等相当額報告書（様式第7号）により速やかに日特振に報告するとともに、これを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第1項の確定のあった日の翌年6月20日までに、同様式により日特振に報告しなければならない。

- 4 日特振は、第1項の助成金実績報告書を受け取ったときは、その内容が第6条に規定する助成金交付申請書に則したものであることを確認の上、速やかに、助成金確認結果通知書（様式第8号）により当該実施団体に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第9条 実施団体は、前条第1項の助成金実績報告書と併せて、助成金交付請求書（様式第9号）を日特振に提出するものとする。

(助成金の交付)

第10条 日特振は、前条の規定による請求があった場合において、当該請求が第6条第1項に規定する助成金交付申請書に即したものであるときは、当該請求に係る助成金を当該実施団体に交付するものとする。

(概算払いの請求及び交付)

第11条 第9条及び第10条の規定に関わらず、実施団体が事業終了前に必要な経費を受けようとするときは、助成金概算払請求書(様式第10号)に助成対象経費の支払いを証明する書類を添えて提出することができる。

2 日特振は、前項の請求があった場合、これを適当と認めたときは、当該請求に係る助成金を交付することができる。

(助成金申請の変更)

第12条 実施団体は、第6条第1項に規定する助成金交付申請書の内容に変更が生じた場合、あるいは取り止めになった場合には、その理由とともに助成金変更申請書(様式第11号)により速やかに日特振に報告するものとする。

2 日特振は、前項の変更申請書を受け取ったときは、これが適切な変更又は取り止めであることを確認の上、助成金変更確認通知書(様式第12号)により当該実施団体に通知するものとする。

(助成金の経理)

第13条 実施団体は、本助成事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して助成事業の収入及び支出を記載し、助成金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 実施団体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して、前項の帳簿とともに助成事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、助成金の交付に必要な事項については、その都度、日特振が林野庁と協議のうえ定めるものとする。

助成対象経費	範囲及び算定方法
生産資材導入費	<p>【きのこ原木の購入に必要な経費】</p> <p>平成31年春の植菌用原木の購入経費について、その購入単価と震災前単価（放射性物質の影響による価格の高騰が発生する直近の原木単価であり、平成22年度又はその直近の購入価格とする。）との差額に相当する経費の1/2以内とする。自己所有林または購入した立木の自伐による原木は助成の対象としない。</p> <p>購入価格・本数・単価については、原木購入に係る請求書、領収書、振込書類等で明らかにすることとし、震災前単価については同様、又は当該年度の原木価格に関する調査・統計データを利用することとする。</p>

報告書類様式の説明（各様式は必要に応じてその都度提出すること。）

- | | |
|--------|---|
| 様式第 1号 | 事業計画提案書
(実施団体→日本特用林産振興会) |
| 様式第 2号 | 実施団体決定及び割当内示通知書
(日本特用林産振興会→実施団体) |
| 様式第 3号 | 助成金交付申請書
(実施団体→日本特用林産振興会)
助成金交付の申請書類（事業計画書を兼ねる） |
| 様式第 4号 | 助成金交付決定通知書
(日本特用林産振興会→実施団体)
助成金の交付が決定されたことを通知する書類 |
| 様式第 5号 | 実施状況報告書
(実施団体→日本特用林産振興会)
原木の導入状況についての経過報告書類（翌月10日ㄹ） |
| 様式第 6号 | 助成金実績報告書
(実施団体→日本特用林産振興会)
事業完了後に提出する事業実績に関する報告書類 |
| 様式第 7号 | 消費税等相当額報告書
(実施団体→日本特用林産振興会)
事業経費のうち消費税などに関する金額の報告書類 |
| 様式第 8号 | 助成金確認結果通知書
(日本特用林産振興会→実施団体)
事業の適正な実施を確認したことを通知する書類 |
| 様式第 9号 | 助成金交付請求書
(実施団体→日本特用林産振興会)
実績報告書と併せて提出する助成金交付の請求書 |

様式第10号 助成金概算払請求書
(実施団体→日本特用林産振興会)
事業途中に助成金の交付を請求する場合に提出する書類

様式第11号 助成金変更申請書
(実施団体→日本特用林産振興会)
事業内容(助成対象者、代表者等)が変更になった場合に
提出する書類

様式第12号 助成金変更確認通知書
(日本特用林産振興会→実施団体)
様式第11号の変更申請を承認したことを通知する書類

[様式第 1 号]

平成 年 月 日

日本特用林産振興会会長 殿

所在地

団体名

代表者名

印

特用林産振興総合対策事業（生産資材の導入支援）に係る事業計画提案書

標記について、下記のとおり関係書類を添えて提案します。

記

1 事業実施団体の概要

別紙のとおり

2 本助成事業の計画

別紙のとおり

3 事業の実施に必要な経費

別紙のとおり

4 定款、寄附行為、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支計算書、パンフレット等（別添）

1 事業実施団体の概要

団体等の名称		
代表者名		
所在地等	住所	
	T E L	
	F A X	
	E - m a i l	
本事業の実施体制等	担当者名	
	経理規程等の有無	(有) ・ (無)
組合員又は構成員数		
最近の事業量等	(きのこ生産者数、植菌原木本数、きのこ生産量(生・乾)等について、平成29年又は直近の実績を記載する)	
過去の類似した補助事業の実施状況	(実施年度、事業名、補助対象者数、補助額等を記載する)	

2 本助成事業の計画（平成30年度）

助成対象生産者数	
当該生産者が生産を行う市町村	
助成対象原木 （購入予定本数、樹種、 主な供給元の地域等）	
助成対象生産者による きのこ生産量目標 （生・乾、kg）	
事業の実施体制 （本事業の事務、進行 管理、指導監督等の実 施体制を記載）	

3 事業の実施に必要な経費

平成31年春植菌用の原木購入に必要な経費（助成対象者の分）

原木購入 予定本数	平成30年 度 原木 見込単価	震災前 原木単価 (平成 年)	原木単価 差額	原木導入経費		
				総額	助成金 要望額	自己 負担額
[本] A	[円/本] B	[円/本] C	[円/本] $D = B - C$	[千円] $E = A \times B$	[千円] $F = A \times D / 2$	[千円] E-F

注：助成対象者ごとの内訳は別紙の内訳表に記載する。

4 定款、寄附行為、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支計算書、パンフレット等（別途添付）

平成30年度特用林産振興総合対策事業「生産資材の導入支援」

○助成金の内訳表(事業計画提案書の別紙)

実施団体名:

No.	助成対象者		原木購入 予定本数	30年度 原木 見込単価	震災前 原木単価 (平成 年)	原木単価 差額	原木導入経費			備考
	市町村	氏名					総額	助成金 要望額	自己負担額	
			[千円] E=A×B	[千円] F=A×D/2	[千円] E-F					
			[本] A	[円/本] B	[円/本] C	[円/本] D=B-C				
合計(単価は平均)										

注: 1. 震災前原木単価は、平成22年度又はその直近の原木単価とし、その算出については、①当該年度の木価格に関する調査・統計データ、又は
 ②助成対象生産者又は団体が当該年度に実際に購入した価格によるものとし、その根拠となる領収書等を添付すること。
 2. 平成30年度原木単価は以下のとおりとし、いずれの場合もその根拠となる領収書等を添付すること。
 ①提案書及び交付申請書においては、原木供給者からの見積もり書等による、若しくは各生産者又は団体による平成29年度の平均購入単価を使用する。
 ②実績報告書においては、各生産者又は団体による実際の購入単価(本数に応じた加重平均単価)を使用する。
 3. 原木価格・単価は税抜き価格とし、領収書等が税込み価格となっている場合は、添付する領収書等に税抜き価格を算出して明記すること。
 4. 原木単価の算出に当たっては、小数点以下第1位を四捨五入して整数止めとする。

[様式第2号]

番 号
平成 年 月 日

殿

〒101-0047
東京都千代田区内神田1-3-5広栄ビル
日本特用林産振興会
会長 小 淵 優 子

特用林産振興総合対策事業（生産資材の導入支援）実施団体の決定
及び割当内示の通知書

平成 年 月 日付けをもって貴団体から提出のあった事業計画提案書は
適当であると認め、貴団体を標記事業の実施団体に決定したことを通知しま
す。

また、下記のとおり助成金を割当内示しますので、平成 年 月 日まで
に助成金交付申請書（様式第3号）を提出願います。なお、助成金内訳表（別
添）については、購入予定本数、見込み単価等に変更ある場合は適宜修正の
うえ、申請書に添付願います。

記

助成金の内示額（生産資材の導入支援） _____ 千円

平成30年度特用林産振興総合対策事業「生産資材の導入支援」

○助成金の内訳表(助成金交付申請書の別紙)

実施団体名:

No.	助成対象者		原木購入 予定本数	30年度 原木 見込単価	震災前 原木単価 (平成 年)	原木単価 差額	原木導入経費				備考	
							総額	助成金 予定額	自己負担額	助成対象 原木本数		
	市町村	氏名	[本] A	[円/本] B	[円/本] C	[円/本] D=B-C	[千円] E=A×B/1000	[千円] F	[千円] E-F	[本] G=2000×F/D		
合計(単価は平均)												

- 注: 1. 震災前原木単価は、平成22年度又はその直近の原木単価とし、その算出については、①当該年度原木価格に関する調査・統計データ、又は②助成対象生産者又は団体が当該年度に実際に購入した価格によるものとし、その根拠となる領収書等を添付すること。
2. 平成30年度原木単価は以下のとおりとし、いずれの場合もその根拠となる領収書等を添付すること。
- ①提案書及び交付申請書においては、原木供給者からの見積もり書等による、若しくは各生産者又は団体による平成29年度の平均購入単価を使用する。
- ②実績報告書においては、各生産者又は団体による実際の購入単価(本数に応じた加重平均単価)を使用する。
3. 原木価格・単価は税抜き価格とし、領収書等が税込み価格となっている場合は、添付する領収書等に税抜き価格を算出して明記すること。
4. 原木単価の算出に当たっては、小数点以下第1位を四捨五入して整数止めとする。

[様式第3号]

平成 年 月 日

日本特用林産振興会会長 殿

所在地

団体名

代表者名

印

特用林産振興総合対策事業（生産資材の導入支援）助成金交付申請書

特用林産振興総合対策事業（生産資材の導入支援）助成金交付規程第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり助成金 円の交付を申請します。

記

1 事業実施団体の概要

別紙のとおり

2 本助成事業の計画

別紙のとおり

3 事業の実施に必要な経費

別紙のとおり

4. 事業の完了予定年月日

平成 年 月 日

1 事業実施団体の概要

団体等の名称		
代表者名		
所在地等	住所	
	T E L	
	F A X	
	E - m a i l	
本事業の実施体制等	担当者名	
	経理規程等の有無	(有) ・ (無)
組合員又は構成員数		
最近の事業量等	(きのこ生産者数、植菌原木本数、きのこ生産量(生・乾)等について、平成29年又は直近の実績を記載する)	
過去の類似した補助事業の実施状況	(実施年度、事業名、補助対象者数、補助額等を記載する)	

2 本助成事業の計画（平成30年度）

助成対象生産者数 （詳細は別紙に記載）	
当該生産者が生産を行う市町村	
助成対象原木 （購入予定本数、樹種、 主な供給元の地域等）	
助成対象生産者による きのこ生産量目標 （生・乾、kg）	
事業の実施体制 （本事業の事務、進行 管理、指導監督等の実 施体制を記載）	

3 事業の実施に必要な経費

平成31年春植菌用の原木購入に必要な経費（助成対象者の分）

原木購入 予定本数	30年度 原木 見込単価	震災前 原木単価 (平成 年)	原木単価 差額	原木導入経費			
				総額	助成金 予定額	自己 負担額	助成対象 原木本数
[本] A	[円/本] B	[円/本] C	[円/本] D=B-C	[千円] E=A×B/1000	[千円] F	[千円] E-F	[本] 2000×F/D

注：助成対象者ごとの内訳は別紙の内訳表に記載する。

4. 事業の完了予定年月日

平成 年 月 日

平成30年度特用林産振興総合対策事業「生産資材の導入支援」

○助成金の内訳表(実績報告書の別紙)

実施団体名:

No.	助成対象者		原木購入 本数 (実績)	購入原木 平均単価 (実績)	震災前 原木単価 (平成 年)	原木単価 差額	原木導入経費				備考
							総額	助成金 予定額	自己負担額	助成対象 原木本数	
	市町村	氏名	[本] A	[円/本] B	[円/本] C	[円/本] D=B-C	[千円] E=A×B/1000	[千円] F	[千円] E-F	[本] G=2000×F/D	
											A≥Gとなっていること
合計(単価は平均)											

- 注: 1. 震災前原木単価は、平成22年度又はその直近の原木単価とし、その算出については、①当該年度原木価格に関する調査・統計データ、又は②助成対象生産者又は団体が当該年度に実際に購入した価格によるものとし、その根拠となる領収書等を添付すること。
2. 平成30年度原木単価は以下のとおりとし、いずれの場合もその根拠となる領収書等を添付すること。
- ①提案書及び交付申請書においては、原木供給者からの見積もり書等による、若しくは各生産者又は団体による平成29年度の平均購入単価を使用する。
- ②実績報告書においては、各生産者又は団体による実際の購入単価(本数に応じた加重平均単価)を使用する。
3. 原木価格・単価は税抜き価格とし、領収書等が税込み価格となっている場合は、添付する領収書等に税抜き価格を算出して明記すること。
4. 原木単価の算出に当たっては、小数点以下第1位を四捨五入して整数止めとする。

[様式第4号]

番 号
平成 年 月 日

殿

〒101-0047
東京都千代田区内神田1-3-5広栄ビル
日本特用林産振興会
会長 小 淵 優 子

特用林産振興総合対策事業（生産資材の導入支援）助成金交付決定通知書

平成 年 月 日付けをもって交付申請のあった特用林産振興総合対策事業
（生産資材の導入支援）助成金 円は交付することに決定しました
ので、通知します。

なお、助成金の支払は、特用林産振興総合対策事業（生産資材の導入支援）助
成金交付規程の定めるところにより行います。

[様式第5号]

平成 年 月 日

日本特用林産振興会会長 殿

所在地

団体名

代表者名

印

特用林産振興総合対策事業（生産資材の導入支援）実施状況報告書

特用林産振興総合対策事業（生産資材の導入支援）助成金交付規程第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり実施状況を報告します。

記

1. これまでに完了した事項（〇月末現在）

（助成対象者による原木の導入実績（本数・購入価格の合計及び原木1本当たりの平均単価について記載する。）

2. 〇月（又は前回報告以降）に実施した内容

（助成対象者による原木の導入実績（本数・購入価格の合計及び原木1本当たりの平均単価について記載する。）

3. 今後、実施する予定時期と内容

（原木の今後の導入予定（本数、価格等）について記載する。）

4. 事業の完了予定年月日

平成 年 月 日

[様式第6号]

平成 年 月 日

日本特用林産振興会会長 殿

所在地
団体名
代表者名 印

特用林産振興総合対策事業（生産資材の導入支援）助成金実績報告書

平成 年 月 日に提出した助成金交付申請書に基づき、特用林産振興総合対策事業（生産資材の導入支援）を実施しましたので、助成金交付規程第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり実績を報告します。

記

1. 事業の実施期間

平成 年 月 日（交付決定の日）
～平成 年 月 日（事業完了の日）

2 本助成事業の実績（平成30年度）

助成対象生産者数	
当該生産者が生産を行う市町村	
助成対象原木 （購入本数、樹種、主な供給元の地域等）	
助成対象生産者によるきのこ生産量目標 （生・乾、kg）	

3 事業の実施に必要な経費

平成31年春植菌用の原木購入経費（助成対象者の合計、単価は平均）

原木購入 予定本数	30年度 原木 見込単価	震災前 原木単価 (平成 年)	原木単価 差額	原木導入経費			
				総額	助成金 予定額	自己 負担額	助成対象 原木本数
[本] A	[円/本] B	[円/本] C	[円/本] D=B-C	[千円] E=A×B/1000	[千円] F	[千円] E-F	[本] 2000×F/D

注：助成対象者ごとの内訳は別紙の内訳表に記載する。

6. 添付書類

(1) 助成金の内訳表

(2) 現地確認書

(助成金の交付を受ける生産者ごとに、その実施結果を確認すること。)

平成30年度特用林産振興総合対策事業「生産資材の導入支援」

○助成金の内訳表(実績報告書の別紙)

実施団体名:

No.	助成対象者		原木購入 本数 (実績)	購入原木 平均単価 (実績)	震災前 原木単価 (平成 年)	原木単価 差額	原木導入経費				備考
							総額	助成金 予定額	自己負担額	助成対象 原木本数	
	市町村	氏名	[本] A	[円/本] B	[円/本] C	[円/本] D=B-C	[千円] E=A×B/1000	[千円] F	[千円] E-F	[本] G=2000×F/D	
											A≥Gとなっていること
合計(単価は平均)											

- 注: 1. 震災前原木単価は、平成22年度又はその直近の原木単価とし、その算出については、①当該年度原木価格に関する調査・統計データ、又は②助成対象生産者又は団体が当該年度に実際に購入した価格によるものとし、その根拠となる領収書等を添付すること。
2. 平成30年度原木単価は以下のとおりとし、いずれの場合もその根拠となる領収書等を添付すること。
- ①提案書及び交付申請書においては、原木供給者からの見積もり書等による、若しくは各生産者又は団体による平成29年度の平均購入単価を使用する。
- ②実績報告書においては、各生産者又は団体による実際の購入単価(本数に応じた加重平均単価)を使用する。
3. 原木価格・単価は税抜き価格とし、領収書等が税込み価格となっている場合は、添付する領収書等に税抜き価格を算出して明記すること。
4. 原木単価の算出に当たっては、小数点以下第1位を四捨五入して整数止めとする。

事業実績報告書（別紙）

現地確認書

平成30年度特用林産振興総合対策事業（生産資材の導入支援）現地確認書	
事業実施団体名	
助成対象生産者名	
確認年月日	平成 年 月 日（ ）
確認を行った者	氏 名 印
	所属・役職等
確認内容	(助成金の交付対象となる原木の導入状況について記載すること)
その他	上記確認に係わる写真を添付すること。

[様式第7号]

平成 年 月 日

日本特用林産振興会会長 殿

所在地
団体名
代表者 印

平成 年度 特用林産振興総合対策事業費（生産資材の導入支援）補助金の
仕入れに係る消費税等相当額報告書

平成 年 月 日付け〇〇第〇〇号をもって助成金交付決定通知のあった特
用林産振興総合対策事業費（生産資材の導入支援）補助金について、助成金交付
規程第8条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 助成金の額の確定額 金 円
(平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る
消費税等相当額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る
消費税等相当額 金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2） 金 円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
 - ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
 - ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
 - ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

注1 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載
[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

[様式第8号]

番 号
平成 年 月 日

殿

〒101-0047
東京都千代田区内神田1-3-5広栄ビル
日本特用林産振興会
会長 小 淵 優 子

特用林産振興総合対策事業（生産資材の導入支援）助成金確認結果通知書

平成 年 月 日付けをもって貴団体から実績報告書の提出がありました特用林産振興総合対策事業（生産資材の導入支援）については、適正に実施されていたので通知します。

[様式第9号]

平成 年 月 日

日本特用林産振興会会長 殿

所在地

団体名

代表者名

印

特用林産振興総合対策事業（生産資材の導入支援）助成金交付請求書

平成 年 月 日に提出した助成金交付申請書に基づき、特用林産振興総合対策事業（生産資材の導入支援）を実施しましたので、助成金交付規程第9条の規定により、下記のとおり助成金の交付を請求します。

記

1. 助成金の額	今回請求額	円
	既受領額	円
	合計額	円

[様式第10号]

平成 年 月 日

日本特用林産振興会会長 殿

所在地

団体名

代表者名

印

特用林産振興総合対策事業（生産資材の導入支援）助成金概算払請求書

特用林産振興総合対策事業（生産資材の導入支援）について、下記により、
金 円を概算払によって交付されたく請求します。

記

区分	事業費	(A) うち助成金	(B) 既受領額		(C) 今回請求額		(A)-(B)-(C) 残 額	事業完了 予定年月	備考
			金額	出来高	金額	月 日 までの予 定出来高	金額		
	円	円	円	%	円	%	円		
計				—		—			

注： 費用の詳細について、「助成金の内訳表」を添付すること。

[様式第 1 1 号]

平成 年 月 日

日本特用林産振興会会長 殿

所在地

団体名

代表者名

印

特用林産振興総合対策事業（生産資材の導入支援）助成金変更申請書

特用林産振興総合対策事業（生産資材の導入支援）助成金交付規程第 1 2 条の規定に基づき、下記のとおり変更申請書を提出します。

記

1. 変更理由

2. 変更事項

（助成金交付申請書の 1 ～ 4 のうち変更のある事項について記載）

[様式第12号]

番 号
平成 年 月 日

殿

〒101-0047
東京都千代田区内神田1-3-5広栄ビル
日本特用林産振興会
会長 小 淵 優 子

特用林産振興総合対策事業（生産資材の導入支援）助成金変更確認通知書

平成 年 月 日付けをもって提出のありました変更申請書について、
これを承認します。